薩摩
琵琶歌
錦の御旗

自序

凡そ薩摩琵琶歌を奏せんとするには、まづその歌曲の性質、精神のある所を究め、然してその歌詞に従ひて、悲哀なる個所は悲哀、壮快なる個所は壮快に曲節に抑揚を附し、聴者をして恰もその境にあるが如く感ぜしめざるべからず。これ琵琶奏曲第一の要義なり。故に吟ぜんとせば、まづ精神の沈静を計り、熱心に毫も浮華なる所なかるべし。

右書は一字一句、楽の符号を以て楽譜を附し、而かも心ある士の為めに編纂せしものにして、如上の精神を以て曲節に対し、所謂節を生かして奏すべし。節と歌とは、人にあるもの、精神を没却したればなり。大方諸流の弊に一切を座右に備へてこの注意を忘れず、業務の餘暇一曲を奏して浩然乃気を養ひ給へ。

謡節注意

音の大小高低等は、それぞれ大小長短の符号を以て示せり。大干とあるは最高音を称するものにして、彼に詣者の大干を干と定むれば其の八の音響を以て歌ふをすとす。中干とは初め地音に出て中間六七の干音に上げ、赤地に落ち、自身の最高音を表わすべき音響に困難を来すのみならず、殆んど一に聲に徐裕なく、聽者をして前苦しきものなり。

中干とは、若くば四五位の音にして、歌の曲調により異なる者とす。山明しとあるは勇壮活発の音を以てすべし。吟唱りは概して悲哀なる場合なれば、その心地を以て波聲等を用ふるを可とす。段落ち謡切りは、符号の示す通りに聲を引き廻し、地に落す。

明治四十一年文月下浣

編者識

錦の御旗

天照大神の影向、眞名井の流れ末清く、瑞穂の国豊葦原の
殷賑、武勇忠義の人多し。
元弘年中の事かとよ。
醍醐帝の三の皇子、大塔宮と申せしは、智勇備はれる君にして、
出家の身にてはまさず、父の御為め国の為め、逆賊を討平げんと
の御企、早くも賊へ洩れしかば、比叡の奥にも南都にも身を

内交 8 4

置き給ふ事難く、熊野を差して落ち給ふ、股肱の臣は
誰々ぞ、赤松律師光祐房、本寺の相模三河房、「中平」
△△△

曲浦の旅の路、心も碎く雨ひなり、雨を含める風村の樹タ
を送る遠寺の鐘、哀を催す黄昏に、切目の宮に着き
給ひ、叢祠に神を拝奏して、朝家の栄を祈り申す、
斯くて十津河の、戸野兵衛、竹原八郎たより
孫陰くまで、爰にも長く有かねて、吉野の方へぞ落給ふ、
茲に妹加賀局とて、職に一味の士、宮をさそひて申すよう、

此道通り申なば、鎌倉より追ぶせられん、さはいへ、宮に弓引く
事はいかにも畏れ多ければ、錦の御旗賜るか、左なくば、一
人の供を歩て確據にせんと云ひけれど、股肱の臣を一人だに、いかでか
こゝ
跡に殺べき、詮方なくも御旗をぞ、彼に喫へて虎の口、殷
遠に落れたりしかば、駆て宮に追ひつき申さん空吳疾過ぐる折も

あれハタト庄司に行逢へり、家人ぞ持てる旗見れば、ゑ〜〜錦の御
旗なり、不思議に思ひ弱あるに、事ありと答へけるを、村上之を聞きもあ
へず大手くわつと怒りて睨み、こわそも如何に何事ぞ、奈くも果くも、
四海の主に御座、天子の御名前朝敵を追罰あらんとなり、
御門出の道なるに汝等如き下郎雷力振舞すべきかと、持る御旗
を奪ひ取り、大の男を揺攫んで四五丈計り投げたるに、あだかも獅子の
荒るに異ならず、此怪力に恐れけん、「大手」妹が殿庄司一言もなく
くてすくみけり。義光は御旗を肩に負け、程なく宮に進付、
御前にひれ伏して事の次第を具に申上げ〜かば、宮は斜に
感喜び、古へ、北宮勝が勇氣にて、立ち増れりとめでまゝぬ、
義光は勇のみならず、吉野の戦に、宮に変りて矢弦を
御旗にあたる角と見て、光弟ふ忠臣、殿落義士とたゝえて

〜〜〜